

未来技術社会実装事業募集要領（令和2年度選定）

1. 趣旨

AI、IoT、自動運転、準天頂衛星、5Gなどの未来技術や科学技術研究の成果等、最新の知見等を活用し、産業の生産性向上やインバウンド観光への対応、公共交通の維持・改善、住民の健康保持、子育て支援や未来を担う人材の育成等、様々な課題を解決し、地方創生に繋げていくことは極めて重要である。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年12月20日閣議決定）」においても、「未来技術は、各々の地域特性に応じて有効に活用することで、地域が抱える課題を解決するだけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させるものと期待される。このため、地域におけるSociety5.0の推進に向けて、地域における情報通信基盤等の環境整備を進めた上で、未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上を図る。」と位置付けている。

今般、これらを踏まえ、未来技術や戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）、革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）等の最新の成果等を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、優れた取り組みについて関係府省庁が総合的に支援することとしたので、本募集要領に沿って、積極的に提案されたい。

また、内閣府では、「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」における「アーキテクチャ構築及び実証研究」において、スマートシティの共通的な設計方式である「リファレンスアーキテクチャ」を構築した。事業の実施にあたっては、本アーキテクチャを活用し、相互運用性や拡張性を確保した、持続可能な取組に繋げていただきたい。

なお、選定された提案事業については、「未来技術実装関係省庁連絡会議」において、各種補助金、関係交付金、特定措置の適用、税制、融資等の活用の実効性等について検討を行う。

また、実装に向けた国の支援事業間の総合調整等を行う現地支援責任者を明確にし、関係地方支分部局、地方公共団体、関係民間事業者等で構成する現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援を実施していく。（支援期間は概ね3年間とする。支援期間終了後も継続して支援を希望する場合は、再度申請を受け付ける。）

2. 募集する提案の対象

地域課題が明確であり、未来技術の「実装」に関する事業によって、解決される内容が具体化されていることを前提とし、次の（1）及び（2）に該当する事業を対象とする。

（1）次の①又は②の技術の実装に関する事業であること。

① 令和元年12月20日に閣議決定された第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」一本論 第2期における地方創生—第2章 第2期における施策の方向性—【横断的な目標2】新しい時代の流れを力にする及び付属文書—政策パッケージのうち、以下のいずれかに当てはまる未来技術

- (1) AI、IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ
- (2) 自動運転
- (3) ロボット（ドローン含む）、VR/AR
- (4) キャッシュレス・ブロックチェーン

② 戰略的イノベーション創造プログラム（SIP）又は革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の研究開発成果を活用する技術

（2）今後3年間（2022年度まで）で実装（一部でも可）が見込まれ、5年間（2024年度まで）で本格実装される（事業化され自走する）事業であること。

3. 提案内容

提案に当たっては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、以下の内容を記載すること。

1 技術内容

2 背景・課題

(1) 地方公共団体が目指す将来像

(2) 解決すべき課題

3 未来技術の社会実装に関するこれまでの事業内容

(1) これまでの事業概要

(2) 活用した国の支援メニュー

(3) これまでの事業の推進体制

4 未来技術の社会実装に関する今後の事業内容

(1) 今後の事業内容・実施計画（2024年度まで）

(2) 事業経費（①ソフト事業、②ハード事業）

(3) 事業の推進体制

(4) 実現に必要な国の支援メニュー等

ア 活用をしている又は想定している国の事業 ※

イ 特区等の特例適用の活用意向

ウ 税制優遇・融資の活用意向

エ 国からの技術的支援や情報提供を求めたい内容及び想定省庁名

5 事業により期待される効果

(1) 事業により期待される効果

(2) KPI

6 地方創生への寄与

(1) 未来技術の必要性・有効性

(2) 事業の創造性

(3) 横展開の可能性

※各省庁において様々な支援メニューがあることから別添6、7等も参考にされたい。

4. 提案者

都道府県、市区町村

※共同提案も可とする。

5. 提案書類の内容

提案に必要な書類（提案書類）は、次のとおりとする。

①別紙1「未来技術社会実装事業提案書」

②別紙2「事業概要書」

※作成においては、内閣府地方創生推進事務局HPに掲載の「近未来技術等社会実装事業（令和元年度選定）について（令和元年7月3日）」添付資料3を参照

（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/kinmirai/r1_k_sentei.pdf）し、背景、課題実装を目指す主な事業内容について、具体的に記載すること。

③参考資料（必要に応じて添付）

※参考資料については一覧を作成するとともに、連番を付し、提案書類のどの項目に対応するのか明らかにし、提案内容と関連性の低い参考資料の添付は避けること。

評価は、提出された提案様式に記載された内容について、別添2「未来技術社会実装事業選定基準（評価項目と評価・採点方法）」に基づき行うため、必要な事項は提案書に記載すること。

作成に当たっては、過度に冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載すること。

6. 留意事項

提案に係る事務局への相談については、透明性の確保の観点から、提案書類の提出以降は受け付けない（提案書類の提出前においては、事務局及び関係省庁等への相談は差し支えない）。

提案にあたり、未来技術実装有識者委員、内閣府幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは、控えていただく。未来技術社会実装事業の公募期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととする。また、合否通知以前に内閣府幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えていただく。

7. 提案書類の提出方法、募集期間等

(提出方法)

提案書類（提案様式及び参考資料）は、次に掲げるとおり郵送及び電子メールの双方で提出すること。

1. 郵送による提出

※封筒に「未来技術社会実装事業提案書類在中」と朱書き記載すること。

紙媒体：正（公印押印済みのもの）、副 計2部

（A4、両面、パンチ（左2穴））

提案様式、参考資料の順に並べ、ダブルクリップ等でまとめる。

※提案様式は、「(5桁の都道府県・市区町村コード)

（提出日）（提案者名）提案様式」の名称の1つのPDFファイルに結合すること。

（例：00000_200510_〇〇県〇〇市_提案様式）

※参考資料一覧及び参考資料は、「(5桁の都道府県・市区町村コード)（提出日）（提案者名）参考資料」の名称の1つのPDFファイルに結合すること。

（例：00000_200510_〇〇県〇〇市_参考資料）

※電子媒体には「(5桁の都道府県・市区町村コード)（提出日）（提案者名）未来技術社会実装事業提案書類」と記載すること。

（例：00000_200510_〇〇県〇〇市_未来技術社会実装事業提案書類）

※5桁の都道府県・市区町村コードについて、共同提案の場合は、代表となる提案者の都道府県・市区町村コードを記載すること。

2. 電子メールによる提出

提案様式

※メール件名は「【提出】(5桁の都道府県・市区町村コード)（提出日）（提案者名）未来技術社会実装事業提案書類」とすること。

（例：【提出】00000_200510_〇〇県〇〇市_未来技術社会実装事業提案書類）

※提案様式は、「(5桁の都道府県・市区町村コード)

（提出日）（提案者名）提案様式」の名称の1つのPDFファイルに結合すること。

（例：00000_200510_〇〇県〇〇市_提案様式）

※5桁の都道府県・市区町村コードについて、共同提案の場合は、代

表となる提案者の都道府県・市区町村コードを記載すること。

(提出に当たっての留意事項)

事務局から到着した旨の連絡はしないので、到着状況については、事務局まで直接問い合わせること。

(募集期間)

2020年4月1日（水）～2020年**6月1日（月）正午**

(募集締切)

2020年**6月1日（月）正午必着**

※締切後の提出は一切認めない。

（郵便事情等で郵送等による提出が遅れる場合は、電子メール到着を提出とみなす。）

(提案書類の扱い)

提出された提案書類について、非公表扱いを希望する場合は、資料の右肩に、「非公表資料」と記載すること。

(提出先)

1. 郵送等による提出

内閣府地方創生推進事務局 都市再生・未来技術実装担当

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎8階

2. 電子メールによる提出

E-mail : g.mirai.s5m@cao.go.jp

8. 提案後の流れ

提案後の流れは以下を予定している。

2020年6月1日（月）正午 提案募集締切

6月上旬 書面審査

6月中下旬 ヒアリングの実施

7月上旬 関係省庁連絡会議による評価

7月中旬 有識者会議による評価

7月中 未来技術社会実装事業の選定

順次 地域実装協議会を組織・開催

9. 問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局

都市再生・未来技術実装担当

E-mail : g.mirai.s5m@cao.go.jp

電話 : 03-6206-6175